

平成25年第1回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成25年2月20日(水)午後1時30分	
開催場所	北区教育委員会室	
出席委員	委員長 森下淑子 委員 嶋谷珠美	委員 檜垣昌子 教育長 内田隆
欠席委員	委員 加藤和宣	委員 森岡謙二
事務局職員	事務局次長 教育改革担当副参事 学校支援課長 教育指導課長 スポーツ施策推進担当課長 中央図書館長 学校適正配置担当部長	教育政策課長(教育未来館長) 学校改築施設管理課長 学校地域連携担当課長 生涯学習・スポーツ振興課長 飛鳥山博物館長 学校適正配置担当課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	3号	平成24年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	承認
2	4号	東京都北区豊島7丁目8番7号及び10号に係る教育財産の公用廃止について	承認

平成25年第1回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成25年2月20日(水) 13:30

森下委員長

皆様、こんにちは。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成25年第1回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第3号議案「平成24年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

平成24年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、案を作成いたしましたので、ご審議賜りたいと存じます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定によりまして、教育委員会が事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行って報告書を作成し、議会に提出するとともに公表するものでございます。

協議会でお示しして以降、修正をいたしました点、3点ございます。1点目、昨年度版以降、「北区教育ビジョン2010」に沿って執筆をしておりますが、項目の番号をこのビジョンと合わせる措置をとりました。7ページにございます「北区教育ビジョン2010」の体系及び概要の項目番号と、本文の番号を合わせております。

2点目、4ページ以降の教育委員会の活動状況について、若干の書き加えをするとともに、5ページの一番下の項目のオでございますが、いじめ防止対策の実施と、中学校生徒と意見交換会、この部分についてを緊急課題の対応ということで、一つにまとめた上で、(ア)(イ)に分けて書くような形といたしております。また、中学校生徒との意見交換会については、末尾にその評価を書き加えました。

3点目が、総合評価でございます。前年度版と際して記述の内容は変わっていないというご指摘もございましたので、その点見直しを行いまして、教育指導課及び学校支援課の所管部門について、主に見直し及び書き加えをいたしております。具体的には18ページ、あるいは22ページ、66ページといったところにつきまして、評価及び今後の取り組みについて書き加えをいたしました。

それから、これについては学識経験者のコメントをいただくことになっております。これにつきまして、最後、79ページでございます。東京福祉大学大学院教授の山本豊先生にコメントをいただきましたものを項目としてお示ししております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森下委員長

ご説明、ありがとうございました。短期間の間にいろいろと修正等、また加除訂正をしていただき、ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員

委員長

森下委員長

檜垣委員

檜垣委員

特に意見といたしますか、今回提出いただきましたこの内容について、前回から随分改善していただきましたこと、随分読みやすくなっていることに、お礼を申し上げます。

私からは以上です。

嶋谷委員

委員長

森下委員長

嶋谷委員

嶋谷委員

私も檜垣先生と同じで、随分本当に読みやすくなって、一つ一つ評価等、何についての評価なのかということがわかるので、大変読みやすくなっておりまして、ありがとうございました。山本先生にもいろいろ一つ一つ丁寧に所見を述べていただいております。ぜひとも、この意見を取り入れていただいて、また、よりよいものにしていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

森下委員長

ありがとうございます。

では、私も一言申し上げさせていただきます。山本先生の所見のところ、特に興味深くといたしますか、楽しみに読ませていただきました。大変よく読んでいただいているなということで、まず最初の感想はそんな感じを持ちましたが、意見の中で、北区独自の事業ということを変えそれぞれの項目で、山本先生は意識というか、やはり特色ある北区の教育行政ということ、ごらんくださっているのだなと感じました。

恐らく、この78ページまでの点検評価の中では、なかなかうまく表現ができず、また伝わらない部分で、実際は事業の中でやっていることも、こういうことをやったらどうかとか、この点については課題だという捉え方をされている部分も多分あるのだと思っておりますけれども、やはり山本先生がおっしゃる課題といたしますか、今後の取り組みについては、ぜひ、これをまた分析していただいて、ぜひ来年度の評価なり、あるいは事業の中に加えていただけると、先生の有識者としてのご意見も生きてくるなと思いますので、いわゆるPDC「A」の部分、今後はぜひお願いしたいなと思いました。

中でも、裏ページになりますが、特に7番の特色ある学校づくりの推進という部分に関する山本先生のご意見、非常に長くにわたって書いてくださっておりますので、このあたりも来年度の学校ファミリーの中でも検討しながら生かしていけたら、よりよい特色ある学校づくりと捉えていけるのではないかという感想を持ちました。

それともう一つは、前のページに戻りますが、個に応じた教育というところで、こ

の7ページの全体の図の事業を見ましても、個に応じた教育を推進するという(4)の中では、7番の特別支援教育の推進という重点施策が挙げられております。山本先生は、恐らくこれを指してこれだけではないだろうと、個に応じた教育というのは、全ての子どもに全てにわたるものであるということをおっしゃられています。私もそれを考えたときに、例えばここに書かれているパワーアップとか、理数だとか、そういうものも実際こちらの評価の中で、事業の中で、違う項目で入れているわけですね。ですから、あと少人数指導なんかも個に応じた教育に入ってくると思うのですけれど、それは今後、ビジョン2015の策定、そのときにまた、その項目の中にきちんと位置づけていけばいいのかなという感想を持ちました。

いずれにしても、やはりPDC「A」の部分、Aをぜひ皆さんでまた検討して、生かしていただけたらありがたいなと思います。大変素晴らしい点検評価をしていただいたと思っております。ありがとうございました。

では、ほかにご質疑・ご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対して特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

では、ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。次に日程第2、第4号議案「東京都北区豊島七丁目八番七号及び十号に係る教育財産の公用廃止について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

東京都北区豊島七丁目八番七号及び十号に係る教育財産の公用廃止について、ご審議をお願いいたします。

議案の一番後ろのページ、2枚おめくりいただきまして、配置図をごらんいただきたいと存じます。豊島七の八の七に、旧北区教職員住宅、それから北区職員豊島寮がございます。旧北区教職員住宅については、昨年3月で廃止をいたしまして、現在無人でございます。このたび、遊休施設の有効利用の観点から、この教職員住宅及び職員寮のあいている土地の部分、この部分をコインパーキングの業者に貸し出しということになりました。現在、この土地全てが教育財産となっていることから、これを、区長部局の総務部の所管とする必要がございます。そこで、この図の太線で囲まれて

いる部分、ただし、この色の塗ってある部分を除いた部分の土地ということになります。すなわち教職員住宅の建物とその附属施設の下の土地、底地でしょうか、その底地を除いた部分の教育財産を廃止しまして、区長部局のほうに所管を換えるという措置をとることといたします。

説明は以上でございます。

森下委員長

ご説明のとおりですが、これにつきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

質問ですが、この教職員住宅とか倉庫・集会室を除くというのは、何かわけがあるのでしょうか。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

区役所の一般的なルールといたしまして、ある建物がもう使われなくなった場合、その建物を最後に所管していた部署が、その建物を次に使うことが決まるまでの間、引き続き管理をするということになっております。したがって、例えばここをまた何かに別のものに使うか、あるいは壊してまた別の用途にするかは別といたしまして、そういった方針が決まるまでの間は引き続き教育委員会が管理するということになっております。したがって、この教職員住宅及びその附属部分については、建物について引き続き教育委員会が閉鎖管理をいたしますので、その下の土地も教育委員会の財産ということとするものでございます。

森下委員長

そうですか。よくわかりました。ありがとうございます。

それでは、ほかにご質疑、またはご意見はございますでしょうか。ございませんか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは特に、ご質疑またはご意見がないようでございますので、原案どおり承認するというご異議ないでしょうか。

(異議なし)

森下委員長

では、ご異議ないということでございますので、承認することに決まりました。これもちまして、平成25年第1回教育委員会臨時会を閉会いたします。